

本件審査の概略図

審査の視点

本件株式取得により、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる、
日本発米国着の国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限することとなるか。

審査対象役務の概要



一定の取引分野の画定

商品役務範囲

- 航空機による貨物運送（インテグレーターが行う運送サービスは除く。）
- 「貨物全体市場」に加え、旅客機には搭載できない大型貨物や危険物を対象とする「大型貨物等市場」を画定。

地理的範囲

- 「日本発ロサンゼルス周辺空港着路線」（ロサンゼルス周辺…ロサンゼルス、シアトル、サンフランシスコ及びサンディエゴ）
- 「日本発シカゴ周辺空港着路線」（シカゴ周辺…シカゴ、ボストン、ニューヨーク、ワシントンD.C.、ミネアポリス、デトロイト、シンシナティ及びアトランタ）

競争の実質的制限の検討

単独行動

① 当事会社グループの地位及び競争者の地位等・市場における競争の状況等

- 貨物全体市場では、当事会社グループの合算シェア（2023年実績ベース）は、日本発ロサンゼルス周辺空港着路線で約30%、日本発シカゴ周辺空港着路線で約35%となり、いずれもシェア順位は1位。
- 大型貨物等市場では、当事会社グループのシェアは不明だが、市場参加者が限られる。
- 貨物専用機を運航する当事会社グループの輸送能力は高く、密接な競争関係にある。

② 競争者の供給余力

- 各社満載状態で運航しており、供給余力が存在しない。供給能力の拡大余地にも乏しい。

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断。

協調的行動：競争を実質的に制限することとはならないと判断。

本件株式取得は、**日本発ロサンゼルス周辺空港着路線及び日本発シカゴ周辺空港着路線（貨物全体市場及び大型貨物等市場）における競争を実質的に制限することとなる。**

当事会社からの問題解消措置の提案

- 当事会社グループは、特定の航空事業者との間で**ブロック・スペース・アグリーメント***を締結し、貨物専用機の貨物搭載スペースを提供する。
- 監視受託者を選任し、上記①の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる。

* 一定の貨物搭載スペースを競争者に提供する契約

結論

上記措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により、
一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断。